



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月16日金曜日 第2158号

目次

県税の収納事務の委託.....	312
落札者等の告示.....	312
救急病院の協力申出.....	312
指定自立支援医療機関の指定.....	312
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	313
解除予定保安林.....	315
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いが あると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成 す水面の範囲.....	315
建設業者の営業の停止命令.....	315
県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場の使用料の収納事務の委託.....	315
土地改良区役員の就退任の届出.....	315

建設業者の許可の取消し.....	315
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	316
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	316
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	316
開発行為に関する工事の完了.....	317

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 317

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... 317

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第468号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成22年度定時課税分に限る。）の収納の事務	平成22年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月11日から同年6月10日まで）

○愛媛県告示第469号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
広報紙「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込業務一式	愛媛県企画情報部秘書広報局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年3月26日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	6円 （一部当たり）	一般競争入札	平成22年2月12日

○愛媛県告示第470号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）

第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年4月16日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	社会医療法人社団更生会	平成25年4月12日まで

○愛媛県告示第471号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
医療法人ユリイカはた心療内科	松山市木屋町三丁目13番地12	医療法人ユリイカ	精神通院医療	平成22年 3月15日
春香メンタルクリニック	東温市志津川179 - 14	宮内 奈穂	精神通院医療	平成22年 4月1日
チェリー薬局宮西店	新居浜市宮西町 1 番10号	有限会社チェリー薬局	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
旭調剤薬局大手町店	松山市大手町二丁目 7 - 7	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
有限会社ひろ調剤薬局横河原店	東温市横河原180 - 1	有限会社ひろ調剤薬局	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
おれんじ薬局	南宇和郡愛南町城辺甲 8 番地 2	株式会社マツモトファーマシー	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
きぬやま薬局	松山市衣山一丁目256 - 8	株式会社コンシード	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
健生薬局一番町店	松山市一番町二丁目 5 番地30	株式会社健生ファルマシア	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
エンゼル薬局上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	株式会社エンゼル	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
そよ風調剤薬局	松山市樽味四丁目 2 番33号	有限会社クリフ	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
衛生堂薬局四国中央店	四国中央市川之江町字枯木2324番 1	株式会社衛生堂	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日
まるん薬局	大洲市若宮988番地25	有限会社ケンシンファーマシー	精神通院医療 (薬局)	平成22年 4月1日

○愛媛県告示第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本 修二	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 松崎 勉	平成22年 1月1日	平成22年 3月15日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外					
ヤマダ電機テックランドNew松山問屋町本店	松山市問屋町240番1号 外					

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成22年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本 修二	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 松崎 勉	平成22年 1月1日	平成22年 3月15日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成22年4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ヤマダ電機テックランド大洲店	大洲市徳森字宮方319-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 坂本 修二	オリックス・アルファ株式会社 代表取締役 松崎 勉	平成22年 1月1日	平成22年 3月15日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第475号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
今治市高橋字仏師乙132
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
公営住宅用地とするため

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 3 西条市北条1407番1地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第476号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第6号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成22年 4月1日次のとおり定めた。

○愛媛県告示第477号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	営業の停 止を命じ た建設業 の 種 類	営業の停止 を命じた期間	営業の停止を命ず る原因となつた事実
(般・特 - 18) 第000823号	平成19年 3月23日	株式会社 今治組	矢野 利仁	今治市大新田町二 丁目2番50号	平成22年 4月7日	土木工事業	平成22年 4月16 日から平成22年 4月22日まで (7日間)	株式会社今治組は、平成21年11月25日付けで県と契約を締結した農道工事において、契約締結後30日を経過しても工事に着手せず、また、工事着手前に提出すべき施工計画書の提出も行わなかったことから、県は、22年1月21日、工事請負契約約款第47条に基づき当該契約を解除した。

○愛媛県告示第478号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
愛媛県営住宅管理グループ
代表者 株式会社第一ビルサービス
構成員 株式会社エム・ワイ・ティ
広島市中区南千田東町4番32号
- 3 委託期間

平成22年 4月1日から平成25年 3月31日まで

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年 4月16日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 久 幸	東温市南方2705番地

○愛媛県告示第480号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 20) 第 16335 号	平成 20 年 7 月 24 日	片岡建築	片岡 謙二	松山市井門町1523	平成 22 年 3 月 1 日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 9758 号	平成 17 年 3 月 4 日	みやこ建装 ^(株)	宇都宮藤真	松山市古川北 1 - 11 - 1	平成 22 年 3 月 1 日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 15716 号	平成 17 年 3 月 17 日	(有)燦技術	山口 晋	伊予郡砥部町川井155 - 7	平成 22 年 3 月 9 日	石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第 15835 号	平成 17 年 10 月 25 日	(有)土居水道	土居 博文	上浮穴郡久万高原町上野 尻甲244 - 2	平成 22 年 3 月 16 日	土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第 9185 号	平成 18 年 8 月 8 日	(株)出水工務店	出水 千之	松山市山越 3 - 2 - 22	平成 22 年 3 月 18 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 11027 号	平成 17 年 11 月 13 日	(株)東亜電設	橋本 茂	松山市南吉田町327 - 6	平成 22 年 3 月 19 日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第 3844 号	平成 18 年 4 月 2 日	近藤ポンプ	近藤ジツ子	松山市松末 2 - 2 - 43	平成 22 年 3 月 29 日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成22年 4月16日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第1号 平成22年 4月 6日	伊予郡松前町大字大溝字叶田325番4、327番9及び328番6	松山市森松町469番地1 二 宮 浩 介

○愛媛県告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成22年 4月16日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第2号 平成22年 4月 6日	伊予郡砥部町原町225番3及び226番1	松山市東石井六丁目6番44号 株式会社リビング椿

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 4月16日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
五十崎国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 4月16日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字内ノ浦乙148番4から 同町北灘字新田甲2147番49まで	旧	メートル 3.8~10.8 4.6~35.2	キロメートル 0.713 0.695	
			新	4.6~26.5	0.695	

○愛媛県告示第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 4月16日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21南局管（開）第2号 平成22年 4月 6日	北宇和郡鬼北町大字近永1418番36、1418番37、1418番38、1418番39、1418番40、1418番41、1418番42、1418番43、1418番44、1418番45、1418番46、1418番47、1418番48、1418番49、1418番50、1418番60、1418番61、1418番62、1418番63、1418番64、1418番65、1418番66、1418番67、1418番68、1418番69、1418番70、1418番71、1418番72、1418番73、1418番74、1418番75、1418番76、1418番77、1418番78、1418番79、1418番80、1418番81、1418番82、1418番83、1418番84、1418番85、1418番86、1418番87、1418番88、1418番89	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 鬼北町長 甲 岡 秀 文

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 4月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 4月 5日	特定非営利活動法人 松山たちばなの会	重 松 堅	松山市北立花町6番1号	この法人は、多重債務被害の根絶及び被害者の生活再建のための諸活動を行い、貧困の撲滅と地域社会の格差是正に資することを目的とする。

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年 4月16日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

包括外部監査人眞鍋清の監査の 事務を補助する者		監 査 の 事 務 を
氏 名	住 所	補 助 で き る 期 間
石 川 千 晶	香川県高松市錦町二丁目4番 25-901号	平成22年 4月16日から 平成23年 3月31日まで
小 林 裕 彦	岡山県玉野市玉原一丁目11番 18号	平成22年 4月16日から 平成23年 3月31日まで
石 井 吉 春	北海道札幌市中央区南三条西 十二丁目326番地2ダイヤパ レス大通南203号	平成22年 4月16日から 平成23年 3月31日まで